

平成 26 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 26 年 12 月 9 日（火曜日）

平成 26 年第 4 回定例会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 26 年 12 月 9 日（火曜日）午前 10 時 00 分開会

## 議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第 9 号（第 3 定）平成 25 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 号（第 3 定）富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 6 号（第 3 定）富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 7 号（第 3 定）富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告  
調査第 4 号 防災対策について  
調査第 5 号 次世代育成支援地域行動計画について  
調査第 6 号 まちなみ形成と田園景観の保全について  
都市事例調査
- 日程第 6 議会改革特別委員会報告
- 日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 26 年度 8 月～10 月分）
- 日程第 8 議案第 1 号～第 16 号（提案説明）

出席議員（18名）

議長	18番	北	猛	俊	君	副議長	6番	横	山	久	仁	雄	君
	1番	洪	谷	正	文	君	2番	小	林	裕	幸	君	君
	3番	本	間	敏	行	君	4番	黒	岩	岳	雄	君	君
	5番	広	瀬	寛	人	君	7番	今		利	一	君	君
	8番	岡	本		俊	君	9番	大	栗	民	江	君	君
	10番	萩	原	弘	之	君	11番	後	藤	英	知	夫	君
	12番	石	上	孝	雄	君	13番	関	野	常	勝	君	君
	14番	天	日	公	子	君	15番	岡	野	孝	則	君	君
	16番	菊	地	敏	紀	君	17番	日	里	雅	至	君	君

欠席議員（0名）

説明員

市	長	能	登	芳	昭	君	副	市	長	石	井	隆	君																
総	務	部	長	若	杉	勝	博	君	保	健	福	祉	部	長	鎌	田	忠	男	君										
経	済	部	長	原		正	明	君	建	設	水	道	部	長	外	崎	番	三	君										
商	工	観	光	室	長	山	内	孝	夫	君	看	護	専	門	学	校	長	丸	昇	君									
											財	政	課	長	柿	本	敦	史	君										
企	画	振	興	課	長	西	野	成	紀	君	教	育	委	員	会	委	員	長	吉	田	幸	男	君						
教	育	委	員	会	教	育	長	近	内	栄	一	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	遠	藤	和	章	君			
農	業	委	員	会	会	長	東	谷		正	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	大	玉	英	史	君				
監	査	委	員		宇	佐	見	正	光	君	監	査	委	員	事	務	局	長	影	山	則	子	君	君	君				
公	平	委	員	会	委	員	長	島		強	君	公	平	委	員	会	事	務	局	長	影	山	則	子	君	君			
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	桐	澤	博	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	一	條	敏	彦	君

事務局出席職員

事	務	局	長	岩	鼻	勉	君	書		記	川	崎	隆	一	君
書			記	大	津	諭	君	書		記	山	本	卷	江	君
書			記	澤	田	圭	一	君							

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成26年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

本 間 敏 行 君  
岡 野 孝 則 君  
黒 岩 岳 雄 君  
天 日 公 子 君  
広 瀬 寛 人 君  
関 野 常 勝 君  
今 利 一 君  
石 上 孝 雄 君  
岡 本 俊 君  
後 藤 英 知 夫 君

以上10名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

本 間 敏 行 君  
岡 野 孝 則 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長岩鼻勉君。

事務局長(岩鼻勉君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第16号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につ

きましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長日里雅至君。

議会運営委員長(日里雅至君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、12月2日に告示されました平成26年第4回定例会が本日開催されるに当たり、12月4日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、28件でございます。

うち、議会側提出案件は12件で、内訳は、事務調査報告3件、都市事例調査報告1件、付託案件委員会報告3件、特別委員会報告2件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は16件で、その内訳は、補正予算4件、条例9件、その他3件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、次に、第3回定例会において継続審査となった認定第1号より認定第9号の平成25年度一般会計ほか各歳入歳出決算について決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願ひ、次に、同じく継続審査となった議案第5号から議案第7号について保健福祉委員会より報告を受け、審議願ひます。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を受け、次に、議会改革特別委員会報告、監査報告を受けます。

次に、議案第1号から議案第16号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月10日、11日、12日は議案調査のため、13日、14日は休日のため、それぞれ休会いたします。

本会議第2日目の12月15日、第3日目の16日、第4日目の17日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月18日は、議案調査のため、休会いたします。

本会議第5日目の12月19日は、議案第1号及びこれに関する議案第15号、議案第16号の審査を願い、次に、議案第2号から議案第14号の審議を願います。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査などの提出期限につきましては、12月15日の終了時までとすることで申し合わせをいたしております。

以上、平成26年第4回定例会の会期は、本日12月9日から12月19日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月9日から19日までの11日間とし、うち、10日から12日まで、18日は議案調査のため、13日、14日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

## 行 政 報 告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、行政報告をいたします。

一つ、要望運動についてであります。

（1）富良野圏域における河川の整備促進についてであります。

富良野地区広域市町村圏振興協議会会長として、10月28日に、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進と、河川の適

正な維持を図るため、河床しゅんせつや立ち木の伐採など河川維持の充実について要望をしまりました。

（2）地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月14日に北海道開発局、旭川開発建設部、管内選出北海道議会議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月19日には財務省、国土交通省、6区選出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間、東神楽町から中富良野町間、富良野市から占冠村間の調査促進について要望をしまりました。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 日程第3

認定第1号（第3定） 平成25年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 平成25年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 平成25年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 平成25年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定） 平成25年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定） 平成25年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定） 平成25年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号（第3定） 平成25年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号（第3定） 平成25年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長（北猛俊君） 日程第3、前回より継続審査の認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

本件9件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長萩原弘之君。

決算審査特別委員長（萩原弘之君） -登壇-

決算審査特別委員会より、認定第1号、平成25年度富

良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成25年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの9件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第9号までの平成25年度富良野市一般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月25日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より総括的に説明を受け、11月5日から11月7日までの3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査については、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や事務事業の執行が適正かつ効率的に行われたかなど決算審査の着眼点に基づいた委員による質疑が行われ、それに対して説明、答弁をいただき、慎重に審議を進めてまいりました。

審査の結果、認定第1号より認定第9号までの9件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長（北猛俊君） これより、本件9件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件9件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、平成25年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成25年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号、平成25年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件6件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件6件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成25年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第9号、平成25年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第4

議案第5号（第3定） 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第6号（第3定） 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について

議案第7号（第3定） 富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議長（北猛俊君） 日程第4、前回より継続審査の議案第5号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議案第6号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について及び議案第7号、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件3件に関し、委員長の報告を求めます。

保健福祉委員長岡本俊君。

保健福祉委員長（岡本俊君） -登壇-

おはようございます。

保健福祉委員会より、平成26年第3回定例会において、付託、継続審議となりました議案第5号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議案第6号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、議案第7号、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、以上3件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

す。

本件は、平成24年8月に、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる子ども・子育て関連3法が公布されたことに伴い、学童保育事業、認可外保育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など、各事業における保育時間や利用定員を初め、設備及び職員数などの基準についてそれぞれ条例を制定し、規定しようとするものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運用などについて説明を求め、慎重に審査を進めてまいりました。審査の過程では、条例の内容に入る前に、子ども・子育て関連3法について、10月15日に開催された富良野市子ども・子育て支援新制度学習会に参加するほか、担当部局の説明をあわせながら、子ども・子育て支援制度の理解に努めてまいりました。制度の理解を終え、それぞれの条例の逐条確認と審査を行い、さらに、新制度への移行が速やかに行われるか、既存の保育などこれまでのサービスがどのように変化していくかといった視点も加えるとともに、担当部局との質疑や意見交換を行いながら、審査を進めてきたところ、子ども・子育て支援新制度の実施には本件3件の条例制定が必要であるとの結論に達したところであります。

以上、審査の経過を踏まえ、協議の結果、議案第5号から議案第7号までの3件について、原案どおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上、保健福祉委員会からの審査結果報告を終わらせていただきます。

議長（北猛俊君） これより、順次、本件3件の質疑を行います。

初めに、議案第5号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、質

疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議案第7号の質疑を終わり、本件3件の質疑を終了いたします。討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件3件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件3件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

## 日程第5

### 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長（北猛俊君） 日程第5、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、防災対策について。

総務文教委員長岡野孝則君。

総務文教委員長（岡野孝則君） -登壇-

総務文教委員会より、平成26年第3回定例会において許可を得ました調査第4号、防災対策についての調査経過について御報告申し上げます。

本年、広島市、礼文町、そして火山及び地震災害、多くの方々が被害に遭われました。心からお見舞い申し上げます。

本市においても、災害はいつやってくるかわからず、絶えず緊張感を持ち、対応していかなければなりません。近年において、昨年の暴風雪災害、平成23年9月には本市初となる避難勧告を出すといった事例もございます。

平成7年、阪神・淡路大震災以降、全国的に自主防災組織が設立され、本市では、平成9年より現在まで37組織が設立される中、本委員会としての事務調査、防災対策として、主に土砂災害対策について、担当部局に資料の提出と説明を求め、調査を進めてまいりました。

本市において、人命にかかわる北海道が指定した土砂災害危険箇所は24カ所で、うち土砂災害警戒区域指定は4カ所でございます。委員会として、危険箇所24カ所中、土砂災害警戒区域の4カ所を含めて10カ所、そして、その近隣の現地を調査いたしました。今後は、現地調査で得た注意点、改善点など十分に考慮し、災害時に人的被害は絶対に出してはならず、そのための対策を十分に精査、検討いたし、議論を深めたいことから、継続調査

を求めるものであります。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第4号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第5号、次世代育成支援地域行動計画について。

保健福祉委員長岡本俊君。

保健福祉委員長（岡本俊君） -登壇-

保健福祉委員会より、平成26年第3回定例会において継続調査の許可を得ました調査第5号、次世代育成支援地域行動計画についての調査経過について御報告申し上げます。

次世代育成支援地域行動計画は、平成15年に制定され、次世代育成支援対策推進法に基づくものであり、地方自治体及び事業主の行動計画の策定義務を通じ、次世代育成支援対策の推進が行われ、平成19年には、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、ライフ・ワーク・バランスの実現と包括的な次世代育成支援の枠組みの構築がまとめられ、市町村には子育て支援の社会基盤の充実が求められてきたところであります。

これらを受け、富良野市では、法律に定める10年間の取り組みのうち、平成17年度から平成21年度までを前期計画として進め、前期計画の最終年である平成21年度に見直しを行った後、平成22年度から本年度までの5年間を後期計画として進めてきたところであります。

委員会では、担当部局より、後期次世代育成支援地域行動計画の取り組み状況と実績、子育て支援会議、企業における子育ての支援の現状、保育の現状などについて説明を受け、委員からは、子育てに必要な社会的条件、子育てにおける国の果たす役割、自治体の果たす役割、社会的支援などについて調査と意見交換を行ってまいりました。

今後は、計画の実績について、子供の感性を育て、夢を育む視点を基本として、社会全体による支援のあり方についてさらに調査を深めてまいりたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、保健福祉委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第6号、まちなみ形成と田園景観の保全について及び都市事例調査について。

経済建設委員長天日公子君。

経済建設委員長（天日公子君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第6号、まちなみ形成と田園景観の保全についての調査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組み状況と課題の把握に努め、また、都市事例調査を実施し、他の自治体における先進事例の調査を行ってきたところであります。

以下、お目通しをお願いいたしまして、本委員会では、まち並み形成や田園景観の保全にかかわる共通の課題として、市民が富良野に住んでよかったと実感できる良好な生活環境を守ることと、あわせて、多くの観光客を迎える観光のまちとして市民が誇りに思い、観光客が居心地よく滞在できる空間を整えていかなければならないことを認識したところであります。

委員会の議論より、今回は、市民がみずからの住環境を見詰め直し、より快適な生活空間を創造できるよう景観という視点からまちづくりを進めていくことも大切であると考え、行政が今後の施策に反映すべきものとして、以下のとおりまとめております。

1、まちづくりにおける景観という概念について。

富良野市が有する豊かな森林、河川、山岳などはすばらしい自然景観を形成しており、本市を訪れる多くの観光客を魅了する貴重な観光資源でもある。一方で、市内の建造物は、本市の開拓の歴史がまだ100年余りであり、人々の手によってつくられ、守られてきた歴史的あるいは文化的に価値ある建造物が少ない状況にある。建造物の保存や建築デザインなどにかかわるまち並みの景観形成について、行政や地域の取り組み事例も少なく、建物や道路、看板などの人工的な景観については、自然景観と比べて景観という概念が定着してきていないと思われる。美しいまち並みは、周囲の自然景観と調和してこそつくられるものであり、景観という概念を今後のまちづ



くりの施策に盛り込んでいくべきである。

## 2、景観に対する市民意識の醸成について。

本委員会では、景観とは、その地域の歴史的、文化的な背景を映し出し、そこに住んでいる人の絵姿をあらわしているものと捉え、まち並み形成や田園景観保全の取り組みに当たっては、市民一人一人が身近な景観に目を向け、愛着や親しみをもち、景観に対する意識を高めていくことが大切であると認識した。行政は、市民への啓蒙や地域の景観をいま一度見直す機会をつくり、景観に対する市民意識の醸成を図りたい。

## 3、景観行政の具体的な施策と推進体制について。

まち並みの形成や田園景観の保全については、景観という視点から考えた場合、建設、農業、観光を含めた多くの行政分野が関連し、あらゆる角度から景観にかかわる施策が考えられる。そのため、行政内部で、景観に関する項目を精査し、富良野市総体として景観行政のあり方を議論されたい。景観施策の具体的な立案と推進に当たっては、その中核を担う部署が必要であり、縦割りの弊害が生じないように行政内部で横のつながりをつくるのが重要である。さらに、市民や事業者との協働作業によって景観施策を推進できる体制を整え、誰もが快適に暮らせる生活様式を目指しながら良好な景観形成を図っていくべきである。

次に、都市事例調査報告を申し上げます。

平成26年第3回定例会において都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について事例調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

調査地、新潟県南魚沼市、富山県砺波市、石川県輪島市であります。

以下、考察のみ読み上げさせていただきます。

新潟県南魚沼市。

南魚沼市の牧之通りのまちなみ形成は、県道の拡幅という機会を捉えてまちづくりに取り組み、牧之通り組合の中島組合長の優れたリーダーシップとその熱意を行政と地元住民が受け止め、ともに協力し、行動してきた努力が結実した事例であった。その取り組みは平成23年度国土交通省『都市景観大賞』を受賞される素晴らしいものであった。

牧之通り組合では、自立・自律・自活の概念のもとで地元住民同士が議論し、理解しあうことで、塩沢らしいまちなみを形成してきている。牧之通りのまちなみを統一するため、建物の外観は公共のものであるという認識のもとで、地権者が建築協定に合意するまで粘り強く交渉する姿勢など、学ぶべき点が多かった。

また、牧之通り組合は、自分たちで考え、行動を起こし、何か問題が発生した場合でも常に行政と相談できる信頼関係が築かれている。富良野市においても、まちなみ形成や農村景観の保全について、まずは行政と市民が

ともに知見を深めるべきである。

富山県砺波市。

砺波市の散居景観は、昔から砺波平野で農業を営んできた人々の生活環境が、そのままの姿で維持されてきたものであり、屋敷林は優れた住環境を提供するとともに、そこから心豊かな人間性が生まれてきた。しかし近年、屋敷林の維持管理の問題や近代的な住宅の建て替えにより、その歴史的・文化的に価値ある景観が失われつつあり、そのことに危機感を覚えた行政がまちづくりの観点から率先して景観保全に取り組んでいる姿勢がうかがえた。散居景観を次の世代に継承するために、景観まちづくり計画と条例が定められたが、景観形成への拘束が少ない規制であることから、今後はその実効性をどの程度高めていけるかが課題である。

また、砺波市では散居景観の保全を推進するため、建設水道部都市整備課景観まちづくり班が景観に関わる行政の窓口となり、景観まちづくり計画推進連絡会議において市内部の関係部署と連携して、組織的な縦割りの弊害を解消している。さらに、計画の審査機関である景観まちづくり審議会や、市民や事業者との協働作業を支援するNPO法人やアドバイザーなど、景観まちづくりに関連する外部組織と連携する推進体制も参考とすべきである。

砺波市の景観まちづくりは、景観の視点から地域の歴史的・文化的に価値ある資産を継承するだけでなく、空き家対策、移住・定住対策、地域の活性化等の諸課題を総合的に包含したものとなっている。市民、事業者、行政がともに景観を地域の資産として守り育てていくことを目的としており、砺波市のまちづくりの中に景観という概念が定着している点は、富良野市としても見習うべきと感じた。

石川県輪島市。

輪島市は、能登地方の伝統・文化に培われてきた歴史的建築物が多く残されており、まちなみ形成について比較的早い段階から市民や事業者と協働作業を行ってきた経過がある。また、震災からの復興を目指し、地元住民自らの手でまちなみを再生し、守ってきたことから、景観に対する住民の意識の高さを感じた。輪島市の景観条例については、今後、景観に影響を及ぼす事例が生じた場合を想定して、法的な拘束力のある条例を模索しているとのことである。本市においても観光地として訪れる観光客が心地よく滞在できる環境を整えるためにも、景観を阻害する事例が発生した場合の対処について、富良野市としての基本的な考えを整理しておく必要があると思われる。

また、里山景観の保全については、農業者の高齢化や担い手の減少により耕作放棄が進み、観光資源にもなっている千枚田の景観維持が困難になってきているが、行

政による補助金を原資とした保存基金や財団法人による棚田オーナー制度、耕作ボランティアの耕作活動など、官民一体となった景観の保全活動が参考となった。今後はどのようにして里山景観の保全を進めるか、これらの取り組みの経過を含めて注視していきたい。

以上で、経済建設委員会の報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

#### 日程第6 議会改革特別委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第6、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

議会改革特別委員長（岡本俊君） -登壇-

議会改革特別委員会から、取り組み経過について御報告申し上げます。

富良野市議会の改革の歩みは、平成12年3月に、条例に基づかない任意の機関として、副議長を座長に議会改革懇話会が設置され、地方分権に即した議会のあり方と議会活動の活性化や、議会定数等の問題を含め、より市民に身近な議会であるためにはどうあるべきかという課題検討・改善を目指して、市民の負託に応える取り組みが始まりであります。

平成15年の改選後にも設置し、市民に見える議会改革の必要性と市議会の根幹にかかわる改革の推進の観点から、平成17年12月に議会改革特別委員会を新たに設置し、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会を目指し、さらに、二元代表制のもとでの議会の機能を最大限に果たすことを基本に改革を行い、今日に至っております。

この間、主な取り組みとして、ふらの市議会だよりの発行、議会ホームページの開設、FMラジオによる議会放送、一般質問における一問一答導入、議会報告会の開催、議員倫理の明確化、自由討議、まちづくりトークの開催、インターネットによる議会中継など20項目以上になります。これらの改革によって、住民と議会の関係が帰着した議会が実現しつつあり、一連の取り組みを明確化し、議会のあるべき姿をより追求し、後退させないため、議会基本条例を制定することとし、協議を行ってまいりました。

特別委員会では、策定した素案を各党派に示し、議員全員による自由討議を行い、内容を精査し、市内15カ所

で開催された議会報告会において、富良野市議会基本条例について、市民の皆さんへの周知と意見交換を行ってまいりました。

さらに、富良野市情報共有と市民参加のルール条例に基づき、10月30日から11月18日の間にパブリックコメントの手続きを行い、2名の方から5件の意見をいただきました。回答については、今月の富良野市広報、さらに、市のホームページに掲載しているところであります。

今後は、富良野市議会基本条例の施行に向けた手続を今議会において行ってまいります。

以上、議会改革特別委員会からの中間報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

#### 日程第7 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成26年度8月から10月分、3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

#### 日程第8

##### 議案第1号から議案第16号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第8、議案第1号から議案第16号の以上16件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

議案第1号、平成26年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億2,271万9,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加6件、地方債の補正で追加6件、廃止1件及び変更10件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

28ページ、29ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、広報の取材用カメラを購入する器具購入費、地域会館のトイレを洋式化する施設修繕料、補助額確定による広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金及び市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、法改正に伴い、障がい者、児童扶養手当、年金などのシステムを改修する住民情報システム修正委託料などの追加と、交通安全対策費及び防災諸費の財源振替、4項選挙費で、平成27年4月に執行予定の知事及び道議会議員選挙費の追加、合わせまして1,189万7,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、低所得者の冬季暖房用燃料費助成の変更に伴う福祉のまちづくり事業委託料、養護老人ホーム寿光園の空調機に係る施設修繕料の追加、保険基盤安定負担金、職員給与費、市町村事務費負担金の変更による後期高齢者医療特別会計繰入金及び平成25年度の精算と平成26年度概算額の確定による後期高齢者医療療養給付費負担金の減額、2項児童福祉費で、児童手当、障害児通所給付費、保育所広域入所委託料の追加、児童扶養手当支給費、僻地保育所の臨時保育士賃金の減額、3項生活保護費で、生活保護費の追加、差し引きいたしまして1,070万8,000円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、山部地区への対象区域拡大等に伴う医療受診者通院交通費助成金、乳幼児医療費、火葬場のストーブ等購入の器具購入費の追加、事業費の確定による看護職員養成修学資金貸付金、実習病院等実習指導者養成費補助金の減額、2項清掃費で、臨時事務員賃金の追加、一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額、一般廃棄物処理施設費の財源振替、差し引きいたしまして167万9,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成センター宿泊棟の給湯ボイラーに係る施設修繕料、農業担い手育成協議会との事業調整に伴う農家研修受入支援事業費交付金などの追加、事業費の確定による環境保全型農業直接支払交付金、非常勤嘱託職員報酬などの減額、差し引きいたしまして32万9,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、中心街活性化センターのエレベーターに係る施設修繕料の追加、金融機関貯託貸し付け分確定による商工業パワーアップ資金貸付金の減額、差し引きいたしまして117万4,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、電気料金の値上げに伴う街路灯やロードヒーティングの燃料及び光熱水費、市道新富丘線道路用地に係る用地買収費及び物件補償費、経年劣化により破損した道路施設の補修を行う道路維持補修委託料及び舗装防塵路線補修委託料の追加、事業費の確定による南4丁目2道路改良舗装工事費の減額、4項(12ページ訂正)都市計画費で、設計測量調査委託料の追加、事業費の確定による公園施設長寿命化改修工事費の減額、差し引きいたしまして372万1,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、特別支援教育支援員の増員に伴う臨時事務員賃金の追加、事業費の確定による育英基金貸付金の減額、5項社会教育費で、文化会館のトイレを洋式化する文化会館改修工事費、演劇工場の給水ポンプに係る施設修繕料などの追加、生涯学習センター費の財源振替及び6項保健体育費で財源振替、差し引きいたしまして538万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

1款市税は、収入見込みを考慮し、1項市民税で、現年課税分所得割の追加、2項固定資産税で、現年課税分償却資産の追加と現年課税分家屋の減額、3項軽自動車税で、現年課税分の追加、差し引きいたしまして2,000万円の追加でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、4万7,000円の減額でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で1,344万2,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、生活保護費負担金、障害児施設措置費(給付費等)負担金、児童手当負担金などの追加、児童扶養手当支給費負担金の減額、2項国庫補助金で、地域生活支援事業費補助金、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金の追加、南4丁目2道路改良舗装事業交付金の減額、差し引きいたしまして950万5,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、生活保護費負担金、障害児施設措置費(給付費等)負担金、児童手当負担金などの追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額、2項道補助金で、福祉振興・介護保険基盤整備事業地域政策補助金、乳幼児医療費助成事業補助金などの追加、環境保全型農業直接支払交付金の減額、3項委託金で、知事及び道議会議員選挙費委託金の追加、差し引きいたしまして776万6,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金、育英基金繰入金及び財政調整基金繰入金で、3,388万8,000円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、商工業パワーアップ資金元利収入の減額、5項雑入で、交通安全指導

員被服等整備事業助成金の追加、差し引きいたしまして175万4,000円の減額でございます。

22款市債は、事業費の確定による南4丁目2道路改良舗装事業債の減額、その他の16件につきましては、過疎対策事業債（ソフト事業分）の事業間調整で、差し引きいたしまして390万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、平成26年度山部地区コミュニティカー運行事業費及び平成26年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、同事業を平成27年度乗り合い事業としての認可を取得するに当たり、契約手続を今年度中に行うことが必要のため、平成26年度知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置委託料につきましては、同選挙に係るポスター掲示場の設置が、本年度末から平成27年4月の投票日までの期間、必要であることから、平成26年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、平成27年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、平成26年度富良野市中心街活性化センター指定管理料及び平成26年度富良野市スポーツ施設指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、それぞれ記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるため、追加するものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、アグリパートナー推進事業費ほか5件の追加、生涯学習センター管理事業費の廃止及び認可外私立保育所補助事業費ほか8件の変更につきましては、過疎対策事業債（ソフト事業分）の事業間調整によるもの、南4丁目2道路改良舗装事業費につきましては、事業費の確定に伴う起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第2号、平成26年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,614万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、国保情報データベース修正委託料32万4,000円の追加でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費で、退職被保険者等療養費20万円の追加でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、一般被保険者過年度分保険税還付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金過年度精算返還金31万6,000円の追加

でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、2項国庫補助金1目財政調整交付金で、特別調整交付金32万4,000円の追加でございます。

10款繰越金は、1項繰越金で、前年度の繰越金51万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第3号、平成26年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ834万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,165万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、職員の会計間異動に伴う職員管理費49万3,000円の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金で、平成25年度精算分の北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金883万4,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、職員給与費繰入金の追加に保険基金安定繰入金、その他一般会計繰入金の減額を差し引きいたしまして834万1,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、平成26年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,432万8,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費3目管渠管理費で、公共下水道の施設修繕料566万1,000円の追加でございます。

2款公債費は、1項公債費で、財源振替と地方債償還利子419万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

6款繰越金は、1項繰越金で、前年度の繰越金146万

6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。  
御訂正をお願いいたします。

議案第1号、平成26年度富良野市一般会計補正予算の説明中、8款土木費の4項都市計画費と申し上げるところを4款都市計画費と説明いたしました。正しくは、4項都市計画費でございます。御訂正をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 説明の途中でありますけども、ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

議案第5号より、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第5号、富良野市暴力団排除条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行され、全ての都道府県で条例が施行されるなど全国的に暴力団排除の機運が高まる中、暴力団を排除するための対策は社会全体で取り組むことが必要であることから、暴力団排除の条例を制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の目的について、第2条は、用語の定義に関する規定でございます。第3条は、暴力団の排除の推進の基本理念を規定するものでございます。第4条及び第5条は、市、市民等の責務について、第6条から第10条は、市の事務事業、公共施設利用、学校教育、祭礼等における必要な措置及び市民等への支援について、第11条は、啓発活動について規定するものでございます。第12条は、委任に関する規定でございます。

なお、条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第6号、富良野市地域包括支援センター設置条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことから、これまで地域包括支援センターの設置については、厚生労働省令の基準を運用し、規則で定めておりましたが、このたびの関連する基準条例の制定に合わせ、富良野市地域包括支援センター設置規則

を廃止し、富良野市地域包括支援センター設置条例として制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の目的及び設置について、第2条は、地域包括支援センターの名称及び位置について規定しようとするものでございます。第3条は、地域包括支援センターの職員について、第4条は、地域包括支援センターの行う事業を規定しようとするものでございます。第5条は、事業の委託について、第6条は、利用対象者について、第7条は、地域包括支援センターの運営協議会の設置について規定しようとするものでございます。第8条は、委任について規定しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で規定され、運用しておりました地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準等について条例で規定することとなったことから、条例を制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨について、第2条は、職員に係る基準及び該当職員の員数に関し、厚生労働省で定められております基準を規定しようとするものでございます。第3条は、その他の事項に係る基準で、厚生労働省令で定められております基準を規定しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で規定され、運用しておりました指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準について条例で規定することとなったことから、条例を制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条及び第2条は、条例の趣旨及び基本方針について、第3条及び第4条は、人員に関する基準に関し、厚生労働省令で定められております基準を規定しようとするものでございます。第5条から第29条は、厚生労働省令に基づき指定介護予防支援事業の運営に関する基準を規定するもので、事業者が利用者等に対して事業内容及び手続の説明を行うこと、支援の提供拒否を禁止するもの、要支援認定申請に協力すること(14ページで訂正)、事業所ごとに運営規定を定めること、職員の秘密保持に関すること、利用者からの苦情解決、会計区分の明確化や会計記録、利用者への支援提供に関する記録を整備する等の規定でございます。第30条から第32条までは、厚生労働省令に基づき、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定しようとするもので、指定介護予防支援の基本取扱方針、具体的取扱方針、支援提供に当たっての留意点の規定でございます。第33条は、厚生労働省令に基づき、基準該当介護予防支援に関する基準を規定するもので、指定介護予防支援の規定を準用しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、産科医療補償制度における掛金の見直し及び出産育児一時金の総額を42万円で維持することとされたことに伴い、関係する条文の改正を行おうとするもの、あわせて、条文の体系整備及び文言整理をしようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

目次の追加につきましては、条例の本則が章による構成となっていることから、題名の次に目次を加え、体系の整理をしようとするものでございます。

第1章及び第1条は、文言整理をしようとするものでございます。第5条は、出産育児一時金の基本額を39万円から40万4,000円に改正し、出産育児一時金の総額を維持しようとするものでございます。第7条は、国民健康保険法の改正に伴い、引用しております条項の改正と文言整理をしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年1月1日からとしようとするものでございます。

なお、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正前の条例を適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第10号、富良野市相談支援センター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正

する法律が公布され、児童福祉法第6条の2第6項が第6条の2の2第6項に改正されたことにより、条例で引用しております条項の改正をしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年1月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で規定され、運用しておりました指定介護予防支援事業者の指定及び申請者に係る基準について条例で規定することとなったことから、関係条文及び条を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例で引用しております条項の改正をしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第13号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例で引用しております条項の改正をしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、富良野地区広域市町村圏振興協議会の廃止について御説明を申し上げます。

富良野地区広域市町村圏振興協議会は、地方自治法第

252条の2に基づき、昭和44年12月24日に広域市町村圏に係る総合的な計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備に関する連絡調整を行うことを目的に、1市3町1村により設置された協議会で、これまで地域における諸課題について協議を行ってまいりました。

本市は、平成25年9月、定住自立圏構想の中心市宣言を行い、同年12月25日に上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村とそれぞれ富良野地区定住自立圏形成協定の締結を行い、今後、これまで広域市町村圏振興協議会が担っておりました広域圏における施策の推進並びに地域の振興整備を図ることとしたところでございます。このことから、本協議会は、平成27年3月31日をもって廃止にしようとするものでございます。

なお、本協議会が担っておりました連絡調整機能は、新たに設置の富良野圏域連絡協議会へ引き継ぐこととしております。

本協議会の廃止には、地方自治法第252条の6の規定による議会の議決が必要なことから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市中心街活性化センター設置条例第5条の規定に基づき、富良野市中心街活性化センターの管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者としてふらのまちづくり株式会社を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野スポーツセンター条例第3条及び富良野市屋外スポーツ施設設置条例第3条の規定に基づき、富良野スポーツセンター及び富良野市屋外スポーツ施設の管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として特定非営利活動法人ふらの体育協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただ

きたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

御訂正をお願いいたします。

議案第8号、富良野市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定の説明中、第5条から第29条において、支援の提供拒否を禁止するもの、要支援認定申請に協力することと説明するところを、要介護認定申請に協力することと説明をいたしましたので、御訂正を願いたいと思います。正しくは、要支援認定申請に協力することでございますので、御訂正をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 以上で、本件16件の提案説明を終わります。

## 散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日から12日までは議案調査のため、13日、14日は休日のため、それぞれ休会であります。

15日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時31分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月9日

議 長 北 猛 俊

署名議員 本 間 敏 行

署名議員 岡 野 孝 則